

申告に必要なもの（※該当するもののみお持ちください。）

- 1 申告案内はがき
- 2 営業、農業、不動産の収入がある方は、その収支が分かる帳簿及び領収書など
※固定資産税を経費として申告する場合、納税通知書又は固定資産課税台帳記載事項証明書（有料）により確認します。
※営業・不動産・農業の収入がある方は、平成26年1月分から帳簿作成が義務となりましたので、作成の上、お持ちください。
- 3 給与、公的年金の収入がある方は、源泉徴収票、給与明細など
- 4 上記以外の所得がある方は、その支払通知書など（個人年金、配当など）
- 5 自分が支払ったことを証明する次のもの
 - (1) 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・各種健康保険料・小規模共済掛金の領収書又は納付額通知書など
 - (2) 各種保険料控除証明書（生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険、旧長期損害保険）
 - (3) 医療費控除の適用を受ける場合は「医療費控除の明細書」、医療費通知（原本）
 - (4) セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」、適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類など
- 6 本人又は扶養控除を受ける方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
- 7 寄附金控除の対象となる寄附をした方は、その受領証（ふるさと納税のワンストップ特例申請を行った分を含む）
- 8 収入が遺族年金、障害年金のみの方は、年金証書
- 9 災害に遭われた方は、次のもの全て（り災証明書、被害を受けた資産の取得時期、取得価格、取壊し費用、除去費用、その他災害に付随する支出、受け取る保険金等の金額の分かる書類）
- 10 マイナンバー制度の導入に伴い、申告の際には次の本人確認書類（番号確認と身元確認）の提示が必要となります。
 - (1) 本人申告の場合
 - マイナンバーカード（この1点で番号及び身元確認が可能です。）
 - マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類	●通知カード、●マイナンバーが記載された住民票 等
--------	---------------------------

+

身元確認書類	●運転免許証、●パスポート 等
--------	-----------------
 - (2) 代理人申告の場合
本人の番号確認書類+代理人の身元確認書類+代理権の確認書類（委任状など）
※障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者、扶養控除（16歳未満の扶養親族含む）、特定親族特別控除又は専従者控除を申告される方は、被扶養者又は専従者の個人番号を確認の上、お越しください。